

# 知的障がい者の抱える諸問題と明日へ繋がる政策を考える会

## 1. 設立趣旨

日本では知的障がい児・者として約 108 万人が認定されているが、潜在的には約 280 万人が知的障がい児・者に該当するといわれている。

現在の障がい者福祉政策により救済されている知的障がい児・者と、政策対象からはみ出されていて放置されている数多くの知的障がい児・者。そして、親亡き後の将来の不安におびえる大多数の知的障がい者の家族達。

多数の問題を抱える現行政策からパラダイムシフトをし、知的障がい者の特性を踏まえた合理的・継続性のある政策の実現を目的として本会を設立する。

## 2. 現行の知的障がい者政策における法的・現実的な諸問題 (概要)

- (1) 知的障がい者の定義、及び、障がい者認定の明確な基準が無い。
- (2) 国が認定した 108 万人の知的障がい児・者のうち、すでに生活の安全が確保されている人数は施設入所者の 11 万人、それ以外に残る 97 万人は家族＝親が支えている。
- (3) 親の死亡後または親が被介護者になった場合、子供（知的障がい児・者）の生活を見る者がいない。親無き後の障がい者問題は喫緊の課題である。  
親亡き後の生活場所の問題は、就労系サービスやグループホームサービスを利用する障がい児・者とその家族にとっても避けられない課題である。  
障がい者自身の高齢化に伴う医療費の増大や自己負担金を考慮すれば、両親の援助扶助なしに就労系サービスやグループホームを利用し続けることは現行の制度下では非常に困難である。
- (4) 少子高齢化と将来の人口問題を克服することが国全体の課題である状況において、障がい児・者に対する万全のセーフティネットを構築することが、出産阻害要因の大きな要因を除去することにもなる。
- (5) 国家が提供すべき福祉サービスとしては、第一に、厚労省の把握する知的障がい児・者の 108 万人が、親亡き後の独り身になっても最低限安全に暮らせる施設サービスを提供することに尽きる。

障がい児・者の生きがい作りであるとか、やりがいという二義的サービスは、民間のサービス業者の活用を含めての検討をするべきであろう。

そして、国際基準に基づく知的障がい児・者数 280 万人から国が認定した 108 万人を差し引いた 172 万人は、障がい者年金の対象にすることはせずとも、税金課税、年金徴収、公共サービス、医療保険等において、何らかの便宜を図るべきであろう。自由競争原理を含めた検討も行う必要がある。